

# 大学入試学会個人会員規程

制定 2023年12月17日

(趣 旨)

## 第1条

この規程は大学入試学会（以下、「学会」という）会則第6条の規定に基づき、学会個人会員（以下、「会員」という）資格に関する細則を定めるものとする。

(会員種別)

## 第2条

学会会則第6条（1）の規定に基づき、個人会員は学会の趣旨に賛同する個人とし、個人会員の種別は正会員、準会員及び学生会員とする。

## 第3条

正会員とは、学会会則第6条（1）1に該当する者。具体的な基準は以下の通り。

- (1) 研究者番号（府省共通研究開発管理システム [e-Rad] 研究者番号を指す。以下、同じ）を保有する者
- (2) (1)を満たさない者のうち、高等学校、高等教育機関又は民間研究所等に所属する者ないしは所属した経験を持つ者で、正会員を希望し、以下の条件の一つを満たす者
  1. 広い意味で大学入試学会に関係する学術雑誌掲載論文（審査の有無を問わない）、学会発表、著書、教育関係紙誌掲載原稿、高等教育機関ないしは高等学校等が関係する研究集会等での発表（民間の教育産業関係者の業務を除く）等の業績がある者
  2. 高等学校等における進路指導（校務分掌でそれに相当する立場）の担当経験がある者
  3. 大学入試ないしは大学院入試、高校入試等、入学者選抜の業務に携わった経験がある者

## 第4条

準会員とは、学会会則第6条（1）2に該当する者

## 第5条

学生会員とは、学会会則第6条（1）3に該当する者

(入 会)

## 第6条

個人会員として学会に入会を希望する者は、学会理事会が定めた手続きに従って入会申込みを行った後、学会理事会の審議を経て承認を受ける。その後、入会金及び初年度会費の納入が確認された時点の日付で学会に入会が認められる。

- (2) 入会を希望する者は、学会会則第7条の規定により、正会員1名の推薦を受けること。

- (3) 本規程第3条(2)によって正会員を希望する者は、入会条件を満たすことを証明する資料を添えて入会申込み手続きを行うこと。
- (4) 会費は次の通り
  - 1. 正会員の入会金は10,000円, 年会費は10,000円
  - 2. 準会員の入会金は5,000円, 年会費は5,000円
  - 3. 学生会員の入会金は3,000円, 年会費は3,000円

(会員の権利と責務)

第7条

会員には、会員種別に応じて学会における権利が付与される。

- (2) 会員種別によらない個人会員の基本的な権利は、別途、各種細則で定めるところに従う。
- (3) 正会員は、役員選挙権および被選挙権を有する。
- (4) その他、大会、出版物等の学会活動に関する会員種別に応じた権利は、別途、各種細則で定めるところに従う。

第8条

会員は、学会の名誉を傷つける行為や学会の事業を妨害する行為を行ってはならない。また、学会会則や細則に違反して大学等協議会ないしは高等学校等協議会の主催事業に参加することは認められない。

(会員種別の変更)

第9条

状況の変化により、入会当初の会員種別が変更されることがある。

- (2) 準会員が正会員に種別変更となるのは以下の事情の一つによる。
  - 1. 研究者番号を取得した場合
  - 2. 正会員となることを希望し、本規程第3条(2)を満たす場合
- (3) 学生会員が準会員又は正会員となるのは以下の事情の一つによる。
  - 1. 正会員となるのは、研究者番号を取得した場合
  - 2. 準会員となるのは、学籍を喪失した上で研究者番号を取得せず、正会員を希望しない場合
- (4) 準会員が学生会員となるのは以下の事情による。
  - 1. 大学等の高等教育機関の学籍を取得し、学生会員となることを希望する場合
- (5) 正会員から他の会員種別に変更することはできない。
- (6) 本規程第9条(2)1又は(3)に該当する者は、原則1か月以内、遅くとも状況の変化が生じた年度内に事務局に届出を行い、会員種別変更手続きを行うこと。
- (7) 会員種別の変更は、理事会の議を経て決定される。
- (8) 新しい会員種別による会費は、会員種別変更日の翌年度から適用される。

(会員資格の喪失)

第10条

学会会則第10条に該当するとき、会員資格を喪失する。

- (2) 会員資格を喪失した者は、死亡による場合を除き、原則として資格喪失日が含まれる年度の会費を納入しなければならない。

(附 則)

本規程第6条(2)(4)の規定には、学会会則附則に規定された特例が適用される。  
この規程は、2023年12月17日から施行する。

以上